

## 指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名: 株式会社岡田工務店  
法人番号: 9070001009562  
住 所: 群馬県高崎市箕郷町矢原1062番地79
2. 指名停止措置期間: 令和3年8月23日から令和3年9月22日まで(1ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲: 本院及び関東地方測量部管内
4. 事実概要:

株式会社岡田工務店は、令和元年11月13日、高崎市井手町の浜川運動公園内工事現場において、工事作業員が顔面骨折する労働災害を発生させたが、事故の場所及び状況等を同社の敷地内で発生したものとして高崎労働基準監督署に虚偽の報告を行った。

これにより、株式会社岡田工務店の代表取締役に対し、令和3年5月7日、高崎簡易裁判所から労働安全衛生法違反のため罰金20万円の略式命令が出され、その刑が確定した。

5. 指名停止措置理由:

物品・役務の有資格登録業者である株式会社岡田工務店の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
1~14 略	略
(不正又は不誠実な行為)	
15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番

国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 小島 正和 電話 029-864-4385 (直通)

総務部契約管理官 大橋 秀己 電話 029-864-6870 (直通)